

諮問日 平成27年5月8日

答申日 平成27年7月6日

答 申

第1 審査会の結論

平成27年4月8日付けで、戸田市教育委員会学務課（以下、「実施機関」という。）が、本件異議申立人（以下、「申立人」という。）に対して行った平成27年度戸田市特別支援学級補助臨時職員、肢体不自由児支援パートタイマー、教育支援パートタイマー選考に関わる全ての文書（特に面接試験の評定、評価、規準、選考規準、合否がどのようになされるのかが分るもの等）（以下、「本件対象情報」という。）に係る情報公開請求について、部分公開とした決定（以下、「本件処分」という。）のうち、非公開とした部分につき、当審査会としては、「平成27年度 戸田市特別支援学級補助臨時職員・肢体不自由児支援パートタイマー・教育支援パートタイマー 選考面接要領」の一部（面接委員の具体的評価・判断方法について言及されている部分、及び具体的な評価・判断規準の記述部分を除いた部分）を公開すべきであると思料する。公開すべき箇所は以下のとおりとする。

- 1 2面接のポイント、1) 観点の「項目」。
- 2 2面接のポイント、2) 観点についての「中見出し」、「小見出し」。及び「留意点の表題」。
- 3 2面接のポイント、3) 評価基準の「項目」。
- 4 2面接のポイントの「4)」のすべて。
- 5 別添シートの「表題」、「タイトル」、「項目」及び「配点」。
- 6 面接質問事項例のすべて。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申し立ての趣旨は、実施機関が平成27年4月8日付けで行った本件処分の取消しと公開を求めるというものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 申立人は、平成27年3月27日付けで、戸田市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件対象情報の公開請求をした。
- (2) 実施機関は、同請求に対し、平成27年4月8日付けで、本件対象情報のうち、「選考面接要領」の「2面接のポイント」の①「1) 観点」及び「2) 観点について」、②「3) 評価規準」及び「4) 留意事項」、③「面接質問事項例」等について、条例第8条第5号に該当し、試験（面接）人事に関する情報であり、公開することで当該事務に支障が生ずるためとの理由により、それぞれ公開しないとする部分公

開決定をし、同決定は、平成27年4月21日付けで、申立人に通知された。

(3) 申立人は、本件処分を不服として、平成27年4月27日付けで、実施機関に対して、条例第16条に基づき、行政不服審査法による異議申立てをした。

第3 申立人及び実施機関の主張

1 申立人の主張

本件処分を違法、不当とする申立人の主張の要旨は、異議申立書及び当審査会における意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

「開示しない理由」にある「おそれ」は極めて一般的で抽象的な説明で納得できない。条例第1条(目的)、同3条を根拠に、当該情報を公開することで、どのような支障をもたらすのか、具体的、個別的かつ明白な説明でなければ「不開示」の理由にならない。

戸田市教育委員会指導課は、「平成27年度中学校学習支援サポーター採用選考」に関する情報公開において、その「選考面接の評価項目」が「意欲・態度」等5観点であることを開示しており、同じ市教委の面接選考で「不開示」では、全く整合性がない。

実施機関も埼玉県、さいたま市の情報公開・開示の動向に足並みをそろえるべきであり、同様な対応をすることに何らの支障を生じさせない。

以上から、本件情報の部分公開決定を取り消して、適正に公開されるべきである。

2 実施機関の主張

本件処分を正当とする実施機関の主張の要旨は、情報部分公開決定通知書、情報公開決定不服申立事案諮問書、及び当審査会における意見陳述によると、おおむね、次のとおりである。

申立人が請求した本件対象情報のうち、「選考面接要領」の「2面接のポイント」の①「1) 観点」及び「2) 観点について」、②「3) 評価規準」及び「4) 留意事項」、③「面接質問事項例」を非公開とした理由は、本件選考面接において、受験者の能力や資質、適性等を判定するために、何を重視し、どのように評価するかを示したものであり、一般的にこのような試験において秘匿性が高い情報であり、本件公文書が公開されると、受験者が事前にその評価規準や質問事項等を予測することが可能となり、評価が高くなるよう振る舞ったり、事実を誇張することもできることになり、その結果、人物的な側面からの受験者本人の能力や資質、適性等の判定を正確に行うことが困難となるおそれがあるため、これを公開すると当該事務に支障を生ずるから非公開とするべきである。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関の主張、意見陳述、並びに実施機関から提出された関連文書を検討した結果、以下の理由により、「第1審査会の結論」記載のとおり結論に達した。

1 本件対象情報の非公開情報該当性の判断規準について

採用・選考事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるか否かを判断する

ことになるが（条例第8条第5号）、その際には、公開することによって、本件選考・採用の公正さへの信頼が確保される事など公開による利益も考慮しつつ、名目的でなく、実質的に、著しい支障が生ずるか否かを判断する。

2 「選考面接要領」の「2面接のポイント」の①「1）観点」及び「2）観点について」について

本件「1）観点」及び「2）観点について」のうち、「第1 審査会の結論」のとおり公開すべきとした事項は、一般的に求められるような能力や資質、適格性の観点を表しており、平成28年度埼玉県公立学校教員採用選考試験（小・中学校等）第1次試験実施要項が既に公表している「評価の観点」にも沿うものである。このような事項を公開することで、受験者が選考規準に応じた受験態度を取ったり、評価が高くなるよう振る舞ったりするなどしても、それによってことさら、受験者の能力や資質、適性を判断することが、実質的に困難になる蓋然性はない。

しかし、面接委員の具体的評価・判断方法について言及されている部分は、受験者が、面接委員の具体的評価方法や判断方法を知ることによって、評価が高くなるよう具体的に振る舞うことができることにより、正確な人物像を判定できないおそれが高まり、公正な選考ができなくなるおそれがある。

3 ②「3）評価規準」及び「4）留意事項」について

本件「評価規準」のうち、「第1 審査会の結論」のとおり公開すべきとした事項は、前項の「1）観点」、「2）観点について」に対応するものであって、一般的に求められるような能力や資質、適格性の評価規準を表しており、このような事項を公開することで、ことさら、受験者の能力や資質、適性を判断することが、実質的に困難になる蓋然性はない。むしろ、本件選考・採用事業の公正または適正な執行の確保に資するといえる。

本件「4）留意事項」について、選考・採用試験時に、履歴書の内容、特に職歴について確認することは通常あり得ることであって、本件情報を公開することにより、採用・選考事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとはいえない。

4 面接採点シートについて

上述の「1）観点」「2）評価規準」に対応する採点表であって、「第1 審査会の結論」のとおり、一部を公開すべきである。しかし、具体的な評価・判断規準の記述部分は、受験者が、具体的な評価規準や判断規準を知ることによって、評価が高くなるよう具体的に振る舞うことができることにより、正確な人物像を判定できないおそれが高まり、公正な選考ができなくなるおそれがあるので、非公開とすべきと思料する。

5 ③「面接質問事項例」について

面接質問事項事例は、一般的に、面接時に質問されると予想される内容であって、そもそも、受験者に伝わるので、非公開にしても無意味である。

また、たとえ、受験者が、公開された質問事項事例を基に、答えを準備して答えたとしても、受験者の能力や資質、適性を正確に判断することが、実質的に困難になる蓋然性はない。

よって、本件情報を公開することにより、採用・選考事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとはいえない。

6 本市教育委員会指導課の情報公開事例

本市教育委員会指導課は、「平成27年度中学校学習支援サポーター採用選考」に関する情報公開において、その「選考面接の評価項目」を公開しており、当該事業の目的が損なわれていない。よって、評価項目を開示することはしても同種事業に支障が生じていないことの証左となるし、また、公平的観点も考慮されるべきである。

7 以上の次第により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。